

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
個人情報の取扱いに関する外部委託管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(以下「本協会」という。)が保有する個人情報の取扱いを第三者に委託する場合について、本協会の個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。

(適正範囲)

第2条 この規程は、個人情報の取扱いを外部に委託する場合に適用する。

(個人情報保護管理者の承認)

第3条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合、作業責任者は、事前に、個人情報保護管理者の承認を得なければならない。

2 個人情報保護管理者は、委託先の個人情報の管理体制について調査し、所定の水準に達していると認められなければ、前項の承認をしてはならない。

(基本契約及び機密保持契約の締結)

第4条 前条による個人情報保護管理者の承認に基づいて、個人情報の取扱いを委託する場合には、事前に委託契約及び秘密保持契約を締結しなければならない。

2 委託先との契約に際しては、委託の内容並びに範囲及びとるべき個人情報の安全管理体制などを明確かつ具体的に定めなければならない。

(委託先に対する監督)

第5条 個人情報保護管理者は、定期的に委託先を調査し、これを監督しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、契約先に違反し又は違反するおそれがあることを発見したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

3 外部委託の担当者は、委託期間中、委託先における個人情報の取扱い状況を調査し、契約に違反し又は違反するおそれがあることを発見したときは、直ちにその旨を個人情報保護管理者に通知しなければならない。

4 個人情報保護管理者は、前項の通知を受けた場合、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(見直し)

第6条 会長は、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃を個人情報保護管理者に指示するものとする。

(運用細則)

第7条 個人情報保護管理者は、本規程の運用のために必要な細則を定めることができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成28年8月27日から施行する。
- 2 平成29年11月12日一部改定